

その他意見

| No | 項目 | 意見要旨 | 回答欄 |
|----|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | まちづくり基本条例の理念と市民参画制度、ガイドラインの周知徹底 | まちづくり基本条例の理念、市民参画制度、ガイドラインについて、職員に浸透していない。周知徹底が必要である。 | 市民参画に係る職員向けの周知については、毎年職員説明会を開催しているほか、市民参画・協働推進委員会の開催結果を庁内に周知している。今後も引き続き職員への周知徹底に努める。 |
| 2 | 事前評価後のスケジュール管理 | 事前評価後の市民参画実施について、スケジュールどおり適正に実施されているか管理するしくみが必要である。 | 事前評価後の市民参画進行状況については事務局（地域づくり課）で適時把握し、必要に応じスケジュールの変更内容を確認している。 |
| 3 | 職員チームのありかた | 職員チームで適正な評価が行われるよう、職員チームのありかたを見直す必要がある。 | 職員チームは設置要綱により各部の状況を把握する各部主管課長補佐、法規担当課である総務課長補佐等で構成されており適正な評価を行う体制は整っていると考えており、職員チームのありかたを見直すことは考えていない。 |
| 4 | 審議会等の定義（招集権者の違い） | 審議会等の開催にあたり、市長が招集する場合とそれ以外の場合とある。審議会等を市民参画の方法とする場合はその違いにも着目する必要がある。 | 審議会の開催については、市長が招集する場合と会議の長が招集する場合があるが、その違いにより各々の審議会が掌握する事務の達成に支障が出ることは想定しにくく、各審議会の設置趣旨に則って運用されているものとする。 |
| 5 | 審議会等委員の団体推薦 | 団体推薦の場合、団体の長が委員になるケースが多いが、一律に長を委員とするのではなく各審議会等が扱う分野に詳しい者が委員になるようにすべきではないか。 | 市からは団体の長を委員にするようお願いしているのではなく、団体から委員を推薦頂くようお願いしているのであって、団体内で委員を選考し、推薦をもらっている。また、団体推薦の趣旨は各方面からの意見を聞くことで多角的に審議を行うという目的も含むことから、一概に各審議会が扱う分野に詳しい者を委員にするような制限をすることが望ましい方法とは考えていない。 |
| 6 | 審議会等委員の兼職 | 団体の長は団体推薦により、多数の審議会等の委員を兼ねているケースが多い。団体の長の負担を軽減するためにも、長以外の方も委員になるようにすべきではないか。 | 仰るとおり団体の長が多数の審議会を併任しているケースが見受けられるため、その点については当局側でも留意する必要があると考える。ただし、上記5でも記載したとおり、充て職である場合を除いて、団体側に推薦者を委ねているのが現状であるため、最終的には団体側で判断頂くこととなる。 |

その他意見

| No | 項目 | 意見要旨 | 回答欄 |
|----|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7 | 審議会等の開催日時 | 審議会等の開催時間は、平日日中であることが多く、委員が出席しにくいのは当然のこと、傍聴したくても出来ない人が多い。審議会等の日時を見直すべきではないか。 | 審議会の性質、委員の職種によって委員の出席率は異なるものとする。日中開催ではなく、例えば夕方遅くでの開催や休日での開催により市民にとって傍聴しやすい環境となることは考えられるが、そうすることで今度は委員にとっての負担となり、出席率が低くなる可能性も否定できないことや審議会を担当する職員の負担増となることも予想される。しかしながら、情報公開の観点から傍聴しやすい環境作りは有意義であるため、委員及び市職員の負担等のバランスを見ながら検討していきたい。 |
| 8 | 審議会等の会議録の形式と委員の名簿公表 | 審議会等の会議録について様式が不均一であり見にくいため、形式を統一すべきではないか。また、委員名簿についても、審議会等により公表、未公表と統一されていないが、一律、公開とすべきではないか。 | 審議会の会議録の様式については統一化を図ったところであり、今後も閲覧者にとって見やすいように配慮していきたい。委員名簿については、公表・未公表の基準は設けていないが、会議録内においては出席委員の氏名等を公表している。 |
| 9 | 審議会等の公募委員の応募者減少と追加募集 | 近年、公募委員の応募者が減少している。応募者を増やすため、現状分析が必要ではないか。また、応募がなかった場合、追加募集を行うことについて追加募集を行わない審議会等もある。統一した方がよいのではないか。 | 公募委員の応募者数の推移について把握はしていないが、公募をしても集まらず、審議会の設置目的を十分に果たせないという現状がある場合においては応募者を増やすための手法を検討する必要があると考える。また、花巻市審議会等公募委員選考要綱第6条において再公募の規定を設けているが、当該規定は義務規定として設けておらず、各審議会所管課において再公募の必要性が検討されているものであり、現時点において統一する必要性は感じていない。 |
| 10 | 市議会における市民参画の促進 | 市議会でも積極的に市民参画を取り入れる必要があるのではないか。 | 市議会の運営については議決機関である市議会が花巻市議会基本条例に基づいて行うものである。御意見として議会事務局へお伝えする。 |
| 11 | 市民参画実施結果の公表方法 | 公表の方法に、市広報紙への掲載とあるが、広報紙掲載の際は周知に工夫が必要ではないか。 | 市民参画の実施結果については「市政への市民参画・ガイドライン運用マニュアル」の様式により、広報はなまき及び市HPに掲載しているが、今後も市民の皆様により注目していただけるような周知に努めていく。 |

質問

| No | 項目 | 質問要旨 | ガイドライン | 回答欄 |
|----|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 市民参画の対象のうち特定の地域を対象としたもの | 市民参画の対象のうち、特定の地域を対象としたもの（ア）（イ）について、運用マニュアルのフローチャートでは ii、iii と分けて整理しているのはなぜか。 | P4-Ⅲ-2-(1)-カ ※運用マニュアルP2~3-1-(1)-参考 | 運用マニュアルでは、より分かりやすくするため、i 計画等の場合、ii. 条例・制度の場合、iii 重要な施設という視点で分類しているため、特定の地域を対象としたものは ii 及び iii に含まれる形となっている。 |
| 2 | 多くの市民が市民参画に参加するとは | ガイドラインでは「多くの市民が参加しやすくなるよう」市民参画の実施予定及び実施結果を公表することとしているが、「多くの市民」とはどの程度の市民が参画することを期待しているのか。 | P6-Ⅲ-5 | 「多くの市民」の規模については特に具体的目標はないが、市民アンケートの「市政へ意見を述べる機会が確保されていると思う」市民の割合については今年度40%を目標としており、H29は41.2%となっている。 |